

## 水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び 負荷追従供給等事業に関するプロポーザル実施要領

### 1 事業の目的及び公募型プロポーザル実施の目的

水戸市(以下「市」という。)は、2020(令和2)年7月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2030(令和12)年度までを計画期間とする「水戸市役所ゼロカーボンアクションプラン(以下「アクションプラン」という。)」に基づき、事務事業の脱炭素化を推進している。

市行政事務の温室効果ガス排出は、2022(令和4)年度時点で、電力由来の排出が一般事務事業の約7割、上下水道事業の約9割を占めており、アクションプランの推進にあたっては、公共施設等が使用する電力の脱炭素化が重要であり、小売電気価格が国際情勢等の影響を受けやすい環境にある中、2050(令和32)年度のゼロカーボン実現に向け、中長期的に取組を進める必要がある。

このことから、本事業は、市の一般廃棄物処理施設である水戸市清掃工場「えこみっと」(以下「清掃工場」という。)において、廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用して発電した電力を有効活用し、市の公共施設等において購入する電力の削減を図るとともに、使用電力の脱炭素化を推進することを主たる目的とする。

本事業の実施にあたっては、アクションプランに基づき、公共施設等における再生可能エネルギーの導入も含め、市行政事務における脱炭素化を中長期的かつ総合的に推進するに当たり、高度な知見及び技術を有する事業者から提案を募り、最も優れた提案を行った事業者を受託候補者とすることが重要であるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業の名称

水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追従供給等事業

#### (2) 業務内容

本事業における業務内容は、次の4つの業務とする。

ア 清掃工場が発電した電力のうち、清掃工場において自家消費する電力及び固定価格買取制度に基づく売電に供する電力を除いた電力(以下「非FIT電力」という。)を、一般送配電事業者が維持管理する送配電ネットワークを介して市の公共施設等に送電(以下「自己託送」という。)するにあたって、非FIT電力を最大限に活用する需給管理のためのシステム(以下「システム」という。)の運用を行う業務

イ 公共施設等において自己託送では不足する電力需要分の電力を供給(以下「負

荷追随供給」という。)する業務

ウ 非FIT電力のうち、自己託送に供しない余剰電力を購入し、又は第三者へ売却する業務

エ 市が自己託送を開始できるよう、システムの構築のほか、開始前に必要となる広域機関等への申請手続き、一般送配電事業者等との間に接続供給兼基本契約その他の関連する契約を締結することを支援する業務

(3) 事業期間

契約締結日の翌日から令和14年3月31日まで。ただし、前号アからウの業務を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(4) 提案事業費の対象事業及び限度額

提案事業費の全体の限度額は412,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、その対象事業は次のとおりとする。

なお、自己託送に係る一般送配電事業者への料金及び負荷追随供給に係る料金等は含めないものとする。

ア 本実施要領2(2)ア及びエに関する費用 330,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間に市が受託事業者に支払う金額として、1年当たり66,000,000円を限度として提案するものとする。

イ 独自提案に関する費用 82,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

自己託送開始時点又は開始後において、負荷追随供給電力に係る脱炭素化に資する取組又はその他本事業の目的達成に資する独自の取組を提案する場合には、取組に要する費用について、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間に市が支払う金額として、1年当たり16,500,000円を限度として提案するものとする。

3 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たす単独事業者又は共同企業体であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 国及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 国及び地方公共団体の入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(6) 本実施要領の公告日以前において、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定管理者又は民間企業と自己託送に係るシステムの構築及び運用業務に関する契約を締結し、履行した実績を有する者又は履行中の者であること。共同企業体にあつては、構成する事業者(以下「構成事業者」という。)に該当する事業者を含むこと。

(7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2に規定する小売電気事業の登録を受けていること。共同企業体にあつては、業務内容2(2)イ及びウを担う構成事業者が、当該登録を受けていること。

(8) 共同企業体の応募の場合の要件は、次のとおりとする。

ア 構成事業者の数は2又は3であること。

イ 構成事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加申込書提出後に、代表事業者の変更又は構成事業者の全部若しくは一部を変更することは、原則認めない。

ウ 構成事業者は、業務の履行に当たり、資本(構成事業者の数が2の場合は100分の30、3の場合は100分の20を下限とする)を提供し合うこと。ただし、構成事業者のうち一者が、他の全構成事業者の発行済株式の3分の2以上を直接若しくは間接に保有する関係、その他これと同等の支配関係にある場合には、出資を不要とする。

エ 構成事業者の全てが、(1)から(5)の要件を満たしていること。

オ 単独又は他の共同企業体で参加する者を構成事業者に含まないこと。

#### 4 公募の方法

##### (1) 公募及び選定のスケジュール

項目	日程
1 公告	令和8年5月29日(金)
2 質問書の受付期間	令和8年5月29日(金)から 令和8年6月19日(金)まで
3 質問書に対する回答(最終回答)	令和8年6月24日(水)
4 参加表明書の受付期間	令和8年5月29日(金)から 令和8年6月26日(金)まで
5 参加資格確認結果通知	令和8年7月1日(水)
6 提案書等の提出期限	令和8年7月10日(金)
7 プレゼンテーションの実施	令和8年7月22日(水)
8 選考結果通知・公表	令和8年7月31日(金)

##### (3) 配布資料

- ・本実施要領
- ・事業仕様書
- ・対象公共施設等一覧(別紙1)
- ・対象公共施設等の月別電力使用量実績(別紙2)
- ・清掃工場月別送電実績(別紙3)
- ・発電に係るバイオマス比率月別実績(別紙4)

※その他のデータ(30分値)については、参加資格を満たした者に配布する。

##### (4) 使用する様式等(任意様式を除く。)

- ・質問書(様式1)
- ・参加表明書(様式2)
- ・共同企業体参加表明書(様式3)
- ・事業者概要書(様式4)
- ・業務実績調書(様式5)
- ・業務実施体制調書(様式6)
- ・基本見積書(様式7)
- ・負荷追従供給電力の価格リスクに係る調書(様式8-1及び2)
- ・負荷追従供給電力の脱炭素化その他独自の提案に係る調書(様式9)

##### (5) 質問の受付及び回答

本実施要領の内容について質問のある者は、質問書(様式1)に質問事項を記載し、電子メールで「10 担当部署及び問合せ先」(以下「問合せ先」という。)へ提出す

ること。また、送信後には電話にて提出した旨を報告すること。

ア 質問の受付期限

令和8年6月19日(金)午後4時まで

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月24日(水)午後5時までに市のホームページにて公表する。ただし、評価に影響を及ぼす可能性のある質問には回答できないものとし、公表時にその理由を公表する。

(6) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者(以下「希望者」という。)は、次の書類を提出すること。

ア 提出書類(1部)

提出書類は下記(ア)から(キ)のとおりとする。なお、(カ)については、書類提出時点から過去5年以内のものとし、件数は任意とする。

【単独事業者の場合の提出書類】

(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)

【共同企業体の場合の提出書類】

(イ)、全構成事業者分の(ウ)及び(エ)、該当する構成事業者分の(オ)及び(カ)、全構成事業者分の(キ)

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 共同企業体参加表明書(様式3)

(ウ) 事業者概要書(様式4)

(エ) 事業者の概要がわかる資料(パンフレット等任意様式)

(オ) 小売電気事業者の登録を証明する書類(任意様式)

(カ) 国、地方公共団体、法人税法に規定する公共法人、地方自治法に規定する指定管理者又は民間企業と自己託送に係るシステムの構築及び運用業務に関する契約を締結し、その業務を履行した又は履行中であることを証明する書類(契約書の写し、仕様書又はプレスリリース、事業概要資料等)

(キ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(コピー可)

ただし、本店所在地が茨城県外の場合は②及び③を、水戸市外かつ茨城県内の場合は③の提出を省略できる。

① 【国税】 様式その3の3(法人)

② 【県税】 様式第40号の4(ア)(未納がないことの証明等)

③ 【市町村税】 市の完納証明書

イ 提出期限・方法

令和8年6月26日(金)午後4時までに持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により必着とする。)により問合せ先に提出すること。なお、持参の場合の受付

時間は、平日午前8時30分から午後4時までとする。

#### ウ 参加資格確認結果

参加資格確認結果は、令和8年7月1日(水)に電子メールにて通知する。なお、参加資格を満たさないとされた者は、令和8年7月8日(水)までに電子メールで問い合わせた場合に限り、その理由の説明を求めることができる。

#### (7) 提案書の提出

参加資格を満たす旨の通知を受けた者(以下「参加者」という。)は、次の書類10部(正本1部、副本9部)を提出すること。

##### ア 提出書類

提出書類は次の(ア)から(オ)を必須とし、(カ)については独自の取組の提案がある場合に、その案ごとに作成し、提出すること。また、書類ごとに必須事項の定めがあるときは、任意様式であっても、その内容を不足なく記載すること。

##### イ 提出期限・方法

令和8年7月10日(金)午後4時までに持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により必着とする。)により問合せ先に提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後4時までとする。

##### (ア) 基礎提案書(任意様式)

###### 【必須事項】

###### a 参加者名

###### b 事業概要

提案事業の基本方針及び概要、提案内容が事業目的の達成に寄与する事項等を記載すること。

###### c 年間自己託送電力量

提案事業により自己託送を行う電力量の合計値(kWh)、合計値の算出根拠及び電力使用実績に対する割合を記載すること。

###### d 実施計画

受託候補者決定から事業期間満了までの実施計画及び自己託送を開始するまでのスケジュール等を記載すること。

###### e 自己託送電力量の最適化に係る事項

自己託送電力量を最適化、最大化するための措置又は運用における取組について記載すること。

###### f リスクマネジメント・緊急時の対応

事業期間中に想定されるリスクの内容及び対策、緊急時の対応について記載すること。また、緊急時の対応における体制図を記載すること。

###### g 負荷追従供給電力の調達方法

参加者又は負荷追従供給を行う者の提案書作成時点の電源構成、電力市場

から調達している電力の割合を記載すること。ここでいう電源構成は、環境価値に係る証書の付加等により CO2 排出量を実質ゼロとしていない標準的な電力に関するものとする。ただし、CO2 排出量を実質ゼロとした電力のみを供給する参加者においては、この限りでない。なお、複数種類の電力について提案を行う場合には、提案する電力それぞれについて記載すること。

(イ) 業務実績調書(様式 5)

本実施要領 4 (6) ア(カ)において資料を提出した業務の履行実績について、契約日、自己託送対象施設数及び年間自己託送電力量(業務履行期間が 1 年に満たない場合には、自己託送開始からの実績値及び年間見込量)等を記載すること。

(ウ) 業務実施体制調書(様式 6)

(エ) 基本見積書(様式 7)

提案事業における下記事項に係る市の 1 年間の費用等について、見積額の内訳を明記すること。また、必要に応じて、任意の様式により内訳の根拠を示すこと。

a システムの運用に要する費用(税込)

自己託送の需給管理に要する費用を記載すること。なお、当該費用の算出において、システムの構築及び手続き等の支援に係る経費は 5 年間に分割し、1 年間の参考値として記載すること。

b 自己託送に係る費用(税込)

自己送供給等約款に基づき、一般送配電事業者に支払う託送料金の総額を記載すること。なお、当該費用については、任意の様式により算定根拠を示すこと。

c 負荷追従供給電力料金(税込)

自己託送の対象となる公共施設等への負荷追従供給により、市が小売電気事業者へ支払う基本料金及び電力量料金の総額とする。ただし、本項における負荷追従供給分の電力は、本実施要領 4 (7) イ(ア) g に記載した電力とすること。

また、電力量料金に燃料費調整額、市場価格調整額その他料金変動要素は含まないものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1kWh 当たり 4.18 円(税込)とすること。

d その他(税込)

提案事業の実施において、上記 a から c 以外に市が受託事業者へ支払う費用の総額とする。また、当該費用については、任意様式により費用の内訳を示すこと。

e 余剰電力買取(売却)料金(税込)

清掃工場で発電した非FIT電力のうち、自家消費及び自己託送する電力を除いた余剰電力の買取又は第三者への売却により、市の収入となる料金の1年間の総量及び総額を記載すること。

f 負荷追随供給電力に係るCO<sub>2</sub>排出量

負荷追随供給電力に係る最新の排出係数を使用し、当該電力量に由来するCO<sub>2</sub>排出量を算出し記載すること。

(オ) 負荷追随供給電力の価格リスクに係る調書(様式8-1及び2)

負荷追随供給に係る燃料費調整額及び市場価格調整額、その他料金変動要素について、算定方法、上限額又は下限額の設定の有無、直近24か月の適用実績等を記載すること。

(カ) 負荷追随供給電力の脱炭素化その他独自の提案に係る調書(様式9)

自己託送開始時点又は開始後において、負荷追随供給電力に係る脱炭素化に資する取組又はその他本事業の目的達成に資する独自の取組を提案する場合には、本調書に概要を記載し、具体的な手法を任意様式にて提出すること。なお、取組を実施した場合の費用及びメリットについても記載すること。

ウ 留意事項

(ア) 本実施要領4(7)ア(ア)から(オ)に係る提案は、参加者につき1案とすること。

ただし、同(カ)については、提案する取組の数に応じて提出すること。

(イ) 提案書は、簡潔かつわかりやすく記載し、内容を補完するイメージ図、イラスト等を記載すること。

(ウ) 文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。

(エ) 金額はすべて税込とすること。

(オ) 力率は100%とし、力率割引は15%とすること。

(カ) 託送供給等約款は、東京電力パワーグリッド株式会社が定める最新の約款とすること。

5 審査について

事業者の選定を透明性及び公平性を確保し、適正に行うため、市職員により構成する「水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追随供給等事業受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が提案書等の審査及び評価を行う。

審査は、提案書等の書面審査のほか、下記のとおり参加事業者のプレゼンテーション及び質疑応答を経て行う。ただし、選定委員会が必要と認めるときは、市は参加者に対し、選定委員会が定める様式による追加資料の提出を求めることができるものとする。

(1) プレゼンテーション実施概要

ア 実施日

令和8年7月22日(水)

イ 実施場所

水戸市役所 本庁舎内会議室

ウ 発表時間

1参加者につき60分以内とする。

(プレゼンテーション30分程度、質疑応答30分程度)

なお、準備に要する時間は発表時間を含めないものとする。

エ プレゼンテーション参加人数

1参加者につき5名までとする。なお、本事業を受託した場合に担当する予定の者を含むこと。

オ プレゼンテーションは、提出した提案書等に基づき行うこととし、提案内容の変更や追加の提案、追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーションに際し、発注者は机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルを参加者に貸与する。それ以外の物品が必要な場合には、市の承諾を得た上で、参加者の負担により準備すること。

キ 審査の公開又は非公開について

審査は全て非公開とする。

(2) 審査方法

選定委員会の構成員全員が、参加者ごとの評価点の合計で順位付けを行い、第1順位の最も多い参加者を第1位受託候補者、次に多い者を第2位受託候補者とし、順次第3位以下も同様とする。

第1順位の最も多い参加者が2者以上あるときは、全員の評価点の合計が最も高い者を第1位受託候補者、次に多い者を第2位受託候補者とし、順次第3位以下も同様とする。

全員の評価点の合計も同点の場合は、その同点の参加者のみを対象とする全員による多数決で順位を決定する。

(3) 評価基準

審査における評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	評価基準	配点
業務遂行能力	自己託送の遂行状況、実施体制等	<ul style="list-style-type: none"><li>・実績の多寡</li><li>・実績業務における遂行状況</li><li>・業務実施体制</li><li>・電力供給のリスク管理</li></ul>	15
	遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な自己託送対象施設の運用実績</li><li>・自己託送対象施設の多様性</li><li>・自己託送電力量の最適化</li></ul>	15
事業内容	業務工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施スケジュール等の適切性</li></ul>	5
	リスク対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時(清掃工場発電停止時、大規模託送先の使用停止時等)への対応</li></ul>	10
行政経営	コストメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・市財政へのコストメリット</li></ul>	25
	市負担リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・負荷追随供給の高騰リスク</li></ul>	10
脱炭素化等	負荷追随供給電力の脱炭素化等	<ul style="list-style-type: none"><li>・負荷追随供給電力の脱炭素化及び独自提案に係る手法の具体性、実現性及びコストの妥当性</li></ul>	15
その他	環境施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・省エネ、脱炭素化等の意識醸成に資する提案</li><li>・その他環境施策の推進に資する提案</li></ul>	5
合計			100

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和8年7月31日(金)に参加者全員にプロポーザル審査結果通知書をメールにより送付し、市ホームページにて公表する。

なお、第1位受託候補者として選定されなかった参加者は、令和8年8月7日(金)までに電子メールにて問合せした場合に限り、その理由の説明を求めることができる。

## (5) 審査に関する留意事項

### ア 失格について

次に該当する参加者は失格とする。なお、審査後に失格にあたることが判明した場合には、審査結果の順位、審査後の協議及び契約等の全ては無効とする。

- ・提出書類等に虚偽の記載が含まれる場合
- ・審査に関して、選定委員会の構成員に接触するなど、審査の公平性を害する行為が認められた場合
- ・提案事業費が、本実施要領 2 (4) に定める額を超える場合

### イ 参加者が 1 者のみであっても、審査を行う。

### ウ 全ての提案について、事業の目的が十分に達成できないと判断した場合には、受託候補者を選定しない場合がある。

## 6 契約について

審査の結果を通知後、第 1 位受託候補者と随意契約に向けた仕様等の協議を行うものとする。なお、その者と合意に至らなかった場合又はその者が失格あるいは参加資格を満たさなくなった場合には、第 2 位受託候補者と協議を行い、第 3 位以下も同様とする。

選定後の契約内容及び仕様の調整に当たっては、市は提案書等の内容に拘束されないものとする。

## 7 辞退

参加表明書の提出後に辞退する参加者は、辞退の意向を問合せ先に連絡の上、任意の様式により、令和 8 年 7 月 16 日 (木) 午後 5 時までに郵送又はメールにより提出するものとする。

## 8 提出書類等の取扱

### (1) 提出の費用について

提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

### (2) 提出書類等の取扱について

提出書類等は、返却しない。また、発注者は、審査に必要となる場合を除き、提出書類等を参加者に無断で使用しないものとする。

### (3) 提出書類の再提出等について

提出書類等は、各書類等の提出期限以前に限り、差替えまたは再提出を行うことができる。

### (4) 情報公開について

提出書類等に係る情報公開請求があった場合には、水戸市情報公開条例(昭和 62

年水戸市条例第7号)に基づき、当該提出書類等を公開するものとする。

9 その他の留意事項

提出書類等に記載した担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、異動又は退職等のやむを得ない理由による場合に限り、市の承諾を得た上で変更できるものとする。

10 担当部署及び問合せ先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市生活環境部環境保全課保全係

電話 029-232-9154

メールアドレス environmental@city.mito.lg.jp